

令和8年度 島根県交通安全県民運動
自転車マナーアップ運動島根県実施要領

第1 運動の目的

この運動は、全国の自転車月間である5月に併せて、自転車利用時の正しい通行方法等を広く県民に周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止することを目的とする。

第2 運動の期間

- 1 令和8年5月1日（金）から5月31日（日）まで
- 2 自転車事故ゼロを目指す日 令和8年5月1日（金）
- 3 ヘルメット着用啓発の日 令和8年5月18日（月）

第3 運動の重点

- 1 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践
- 2 自転車利用時のヘルメット着用の推進
- 3 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の促進
- 4 中学生・高校生を中心とした安全指導の徹底



令和7年度 交通安全ポスターコンクール入賞作品
島根県交通安全協会主催
出雲市立荒木小学校6年 三成勇翔さんの作品



主唱 島根県交通安全対策協議会

推 進 事 項

推 進 主 体	推 進 内 容
自転車利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は車両であることを自覚し、車道は左側通行、歩道通行時は歩行者優先、交差点では信号や一時停止を守って安全確認などの「自転車安全利用五則」を遵守する。 ○ 飲酒運転、ながらスマホや遮断踏切立入り、自転車制動装置不良など、危険を及ぼす運転をしない。 ○ 夕暮れ時に自転車を利用する際は、早めにライトを点灯するとともに、反射材を着用するなど、被視認性の向上を図る。 ○ 交通事故時の被害軽減のため、年齢にかかわらず乗車用ヘルメットを着用する。 ○ SGマークなどの安全性を示すマークの付いた乗車用ヘルメットを着用するよう努める。 ○ 定期的に自転車の点検整備を受けるとともに、万一の自転車事故への備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険などに加入する。 ○ 点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）の上やその周囲での駐輪など、通行を妨げる迷惑行為をしない。
家 庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族で「自転車は歩行者の仲間ではなく車の仲間」であること、自転車の正しい通行方法、危険な走行や迷惑行為などについて話し合い、交通ルールの遵守とマナーの実践を図る。 ○ こどもの体格や技量にあった自転車を使用させる。 ○ こどもの模範となるよう、大人自らが率先して乗車用ヘルメットを着用するとともに、自転車利用時の交通ルールを遵守する。 ○ 定期的に自転車の点検整備を受けるとともに、万一の自転車事故に備え、傷害・賠償責任保険や自転車保険などに加入する。
学 校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢に応じた自転車の正しい乗り方の指導や乗車用ヘルメット着用効果を啓発するほか、自転車も加害者になり得ること、傷害・損害賠償保険の必要性を指導する交通安全教室を開催する。 ○ 地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導を推進する。 ○ 夕暮れ時には、早めのライト点灯や反射材の着用を指導する。 ○ 幼児・児童・生徒自らが危険を予測・認識し交通事故を回避できるよう、身近な事例などを活用した交通安全教育を実施する。
地 職 域 場	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の交通指導員、保護者等が一体となり、自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を活用して、交通ルールの遵守とマナーの実践を呼びかける街頭指導を実施する。 ○ 朝礼や点呼などで自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践、乗車用ヘルメットの着用を指導する。 ○ 自転車を含めた飲酒運転の危険性を周知する等、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。
市 町 村 警 察 関 係 機 関 ・ 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用者に自転車は車両であることを再認識させ、「自転車安全利用五則」を始めとした基本的な交通ルールの周知を図るとともに、参加・体験型講習会の開催などにより、交通ルールの遵守とマナーの実践の徹底を図る。 ○ 関係機関・団体などと連携し、通学・通勤時間帯の街頭指導を強化して、自転車のマナーアップを図る。 ○ 自転車の定期的な点検整備の必要性について周知を図る。 ○ 「TSマーク付帯保険」や自転車保険などの傷害・賠償責任保険の周知を図り加入を促進する。 ○ 全年齢を対象に、乗車用ヘルメットの着用徹底に向けた広報啓発を推進する。 ○ 自転車運転中のながらスマホ及び酒気帯び運転の厳罰化（令和6年11月1日施行）^{※1}や交通反則切符適用（令和8年4月1日施行）^{※2}の周知に合わせ、交通ルールの遵守等についての広報啓発を推進する。

ながらスマホの禁止

全国的に「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加しています。自転車運転中の携帯電話の使用は、片手運転になり、バランスを崩しやすくなる上、周囲の危険の発見が遅れ、重大な交通事故に繋がるおそれがありますので、絶対にやめましょう。



罰 則 等		
	罰 則	反 則 金
携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の拘禁刑 又は 10万円以下の罰金	自転車 12,000円
上記の行為や携帯電話等を手で保持しないで画像を注視して、交通の危険（交通事故、歩行者の妨害等）を生じさせた場合	1年以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金	適用なし

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日 交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車運転者講習について

自転車運転者が、信号無視などの危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと、自転車運転者講習を受けることとなります。受講命令に従わない場合、5万円以下の罰金となります。

【危険行為】

信号無視、車道の右側通行、一時停止違反、制動装置不良自転車の運転、酒酔い・酒気帯び運転、携帯電話使用等、妨害運転など16類型が規定されています。

自転車保険

【TSマーク（付帯保険）】

自転車安全整備士が点検、整備した普通自転車の車体に付加される傷害及び賠償責任保険で、点検日から1年間有効。加入には点検・整備費が必要。



※赤色 TS マークの場合

	傷害補償	賠償責任補償
補償内容	●死亡 ●重度後遺障害（1～4級） 一律 100万円 ●入院加療15日以上の傷害 一律 10万円	●死亡 ●重度後遺障害（1～7級） 限度額 1億円

【サイクル安心保険】

全日本交通安全協会の自転車保険制度

詳細は下記を検索、または [こちらから](#) →



※ このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）があり、コンビニで取り扱っている商品や自動車保険・火災保険などの特約もあります。

ヘルメットの着用

自転車乗車中の交通事故被害を軽減するためには、頭部を保護することが大切です。

自転車に乗るときは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたヘルメットを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。



※1 道路交通法の改正により、自転車の運転中におけるスマートフォンの使用等及び自転車の酒気帯び運転等の罰則規定が整備されました

※2 道路交通法の改正により、自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が導入されました

自転車の交通ルールや取締りについてはこちら→

警察庁交通局【自転車ポータルサイト】

